

平成 21 年度宝くじイベント共催事業実施要綱

第 1 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源として、この要綱の定めるところにより、都道府県及び政令指定都市と共催して地方自治の振興と住民福祉の増進を図る事業を行うとともに、宝くじの普及広報を行うものとする。

第 2 共催対象事業者

本事業の共催対象事業者は、都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

第 3 共催対象事業

- 1 共催事業の対象事業は、次の基準に適合するものとする。
 - (1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
 - (2) 国の補助金を充当していないものであること。
 - (3) 入場料金、参加料等を徴する場合は、宝くじの普及広報事業費を財源としていることから、他の一般的な価格よりも低廉な価格とすること。
- 2 共催事業の対象事業は、1 都道府県等につき 1 件とし、次に掲げる事業のうち、自治総合センターと協議して定める。
 - (1) 文化公演事業
 - (2) 各種スポーツ大会
 - (3) 各種イベント事業（博覧会、企画展、シンポジウム等）

第 4 負担金

- 1 負担金は、1 件につき 15,000 千円の範囲内の額とする。
- 2 負担金は、共催対象事業総経費から入場料等収入を控除した額とする。

第 5 負担金の申請手続

都道府県等は、宝くじイベント共催事業の負担金の交付を受けようとするときは、共催事業負担金交付申請書（別記様式第 1 号）を自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

第6 負担金の決定等

- 1 理事長は、提出された共催事業負担金交付申請書の内容を審査し、交付額を決定するものとする。
- 2 1により交付を決定した場合は、理事長は、その旨を都道府県等に通知するものとする。
- 3 共催対象事業について変更が生じた場合には、都道府県等は、その理由を付して直ちに理事長に報告し、その承認を受けるものとする。

第7 負担金の交付

- 1 都道府県等は、当該事業が完了し、負担金の交付を受けようとするときは、事業完了後、速やかに共催事業実績報告書（別記様式第2号）を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、共催事業実績報告書を受領した後、その交付すべき負担金の額を確定して、その旨を都道府県等に通知するとともに、負担金を交付するものとする。

第8 宝くじの普及広報

都道府県等は、次に掲げる普及広報活動を全て行うものとする。

- (1) 本事業が宝くじの普及広報事業費を財源により実施していることについて、都道府県等の発行している広報誌へ掲載すること。また、テレビ、新聞、ミニコミ誌等に本事業をPRする場合も同様とする。
- (2) 本事業により作成するポスター、チラシ、看板、横断幕等に主催者として都道府県等の名称及び自治総合センターの名称を表記することともに、宝くじ普及広報事業「表示に関する基本デザインマニュアル」により規定されているコミュニケーションマークを表示すること。

第9 その他

この要綱に定めのない事項については、必要の都度理事長が定めるものとする。